入札 (見積) 結果調書

令和 2年度

契 約 番 号	第61-21-00483号									
件名	豊平川水道水源水質保全インクライン整備修繕									
入札(見積)年月日	令和 3年 2月 24日	午前 9 時 30 分								
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室									
# 11 () + +)	4, 393, 950 円	主 管 課 61 計画課								
落札(決定)金額	4,393,950 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課 61 計画課 最低制限価格								
落札(決定)金額 工種 (業種)	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が									

入 札 (見 積)経過

(単位:円)

	入 札 (見 積)金 額											
指名(見積)業者名	第 1 回	П	最	低	第 2 回	最	低	第 3 回	最	低	価格交渉金額	
	И 1	Щ	金	額	另 2 閏	金	額	717	弗 3 凹	金	額	
タグチ工業 (株)												決定
			3, 994	, 500								

(備考)



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1. 件 名 豊平川水道水源水質保全インクライン整備修繕
- 2. 業 者 名 タグチ工業株式会社
- 3. 特定理由 本修繕の対象機器は、工事資材や重機を斜面上部に運ぶための設備である。

本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能の回復を図るものであるが、対象機器は特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。

上記業者は、当該機器の設計・製作を行った業者であり、 他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。

4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当 すると判断されるため。

入札 (見積) 結果調書

令和 2年度

契 約 番 号	第72-21-00547号									
件名	名 西野浄水場No. 1ソーダ灰注入ポンプ整備修繕									
入札(見積)年月日	入札(見積)年月日 令和 3年 2月 24日 午前 9時 30分									
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室									
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	主 管 課	72 藻岩浄水場							
落札(決定)金額		最低制限価格								
工種(業種)	390 その他		円							
落札(決定)業者	60000017360 宝生産業 (株)									

入 札 (見 積)経過

(単位:円)

	入 札 (見 積)金 額										
指名(見積)業者名	Arts	最金	低額	- 第 2 回	最 低 金 額	低	<i>5-5-</i>		最	低	価格交渉金額
	第 1 回					第 3	3 回	金	額		
宝生産業(株)		1									決定
		1, 750	, 000								
()											

(備考)



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することとしたい。

記

- 1 件 名 西野浄水場 No.1 ソーダ灰注入ポンプ整備修繕
- 2 業 者 名 宝生産業株式会社
- 3 特定理由 本修繕の対象機器である西野浄水場ソーダ灰注入ポンプは、原水に凝 集剤等の薬品を注入するための設備で浄水処理には欠かせない大変重 要な機器である。

本修繕は標記注入ポンプを分解し、ダイヤフラム・バルブ等の消耗部 品等の交換や、組立後の運転調整及び性能確認作業により総合的な機能 回復を行うものである。

本設備は、日機装㈱にて製造したものであるが、ダイヤフラム・バルブ等の主要部品については、日機装㈱独自の開発部品であり、また整備に必要な技術、資料についても独自の仕様で一般に公開しておらず、日機装㈱若しくはその指定を受けたものでなければ入手することが出来ない。

更に本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整が必要であり、日機装㈱より代理店の指定を受け、本市宛に同社より当該機器の保守の依頼を受けている上記の技術、資料を有する宝生産業㈱以外では行うことはできない。

以上の理由から、他の業者では施工できないため、上記業者を特定することとする。

4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断 されるため。